

社会保障審議会年金部会「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」の設置について（案）

1. 設置の趣旨

パート労働者への厚生年金の適用について、関係者からのヒアリング、資料の収集等を行い、パート労働者の就労実態等を踏まえた適用の在り方を検討するため、社会保障審議会年金部会に「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ」（WG）を設置する。

2. 検討事項

WGにおいては、パート労働者への厚生年金の適用拡大について、パート労働者を多く雇用する業界の団体、経営者・労働者の代表等のほか、例えば個別企業や他の有識者等から幅広くヒアリングを実施した上で、適用拡大の在り方について検討する。

検討の結果は、年金部会に報告する。

3. その他

WGの議事は公開とする。ただし、企業等の正当な利益を害するおそれがある場合等必要があると認められる場合には、非公開とすることができる。

また、WG委員以外の年金部会委員についても、座長の許可を得てWGに出席することができる。